

鳥取県立県民文化会館のネーミングライツに係る提案

(公財)鳥取県文化振興財団は、鳥取県立県民文化会館に導入されているネーミングライツ命名権者(鳥取銀行)を活用した取組を下記のとおり提案します。

記

○ 【冠事業「鳥取銀行プレゼント」の実施】

(公財)鳥取県文化振興財団自主事業のうち5事業等をネーミングライツ命名権者に選定していただき、冠事業「鳥取銀行プレゼント」として事業実施します。



○ 【ポスター掲示によるPR】

鳥取県立県民文化会館事務室等にネーミングライツ命名権者作成のポスター等を掲示し、命名権者の活動等を来館者に広くPRします。



○ 【テレビ映像によるPR】

鳥取県立県民文化会館フリースペースに常設している館内テレビにネーミングライツ命名権者作成の映像を放送し、来館者にその活動等を広くPRします。



○ 【看板の設置】

鳥取県立県民文化会館においてネーミングライツ命名権者のロゴ入り看板を設置します。



○ 【封筒等印刷物へのロゴ印字】

鳥取県立県民文化会館において使用する封筒等にネーミングライツ命名権者のロゴを印刷し、県民に広くPRします。



○ 【施設利用料の減免】

ネーミングライツ命名権者が、鳥取県立県民文化会館各施設を利用する場合、利用料を2分の1減免とします。

平成30年9月28日

公益財団法人鳥取県文化振興財団